

令和2年3月12日
総務部総務課

町区域の新設について

公有水面の埋立てに伴い、本区の町区域につき、新設する必要が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、下記のとおり新設する。

記

- 1. **所在** 江東区青海三丁目地先内側埋立地の西側部分（「町区域新設図」のA部分）
上記区域を海の森一丁目とする。
- 2. **所在** 江東区青海三丁目地先内側埋立地の中央部分（「町区域新設図」のB部分）
上記区域を海の森二丁目とする。
- 3. **所在** 江東区青海三丁目地先内側埋立地の東側部分（「町区域新設図」のC部分）
上記区域を海の森三丁目とする。

